議案第５９号

田川地区斎場組合規約の変更について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２８６条第１項の規定により、田川地区斎場組合規約を別紙のとおり変更する。

令和７年１２月１日提出

田川市長　　村　上　卓　哉

理　由

本案は、令和８年３月３１日限り、田川地区斎場組合を解散する予定であるため、事務の承継をあらかじめ規約に定めておく必要が生じたことから、規約を別紙のとおり変更することについて、地方自治法第２９０条の規定により議会の議決を求めるものである。

田川地区斎場組合規約の変更に関する協議書（案）

令和８年３月 31 日を限り、田川地区斎場組合を解散する予定であるため、事務の承継をあらかじめ規約に定めておく必要が生じたことから、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第１項の規定により規約の一部を次のとおり変更する。

第 11 条の次に次の１条を加える。

（組合の解散に伴う事務の承継）

第 12 条　組合が解散した場合においては、田川地区広域環境衛生施設組合がその事務を承継する。

附　則

この規約は、許可の日から施行する。

令和７年　　月　　日

田川市長　村上卓哉
香春町長　鶴我繁和
添田町長　寺西明男
川崎町長　原口正弘
糸田町長　森下博輝
大任町長　永原譲二
福智町長　黒土孝司
赤村長　中村孝

田川地区斎場組合規約の一部を変更する規約（案）

田川地区斎場組合規約（昭和 49 年４月 23 日許可）の一部を次のように変更する。

第 11 条の次に次の１条を加える。

（組合の解散に伴う事務の承継）

第 12 条　組合が解散した場合においては、田川地区広域環境衛生施設組合がその事務を承継する。

附　則

この規約は、許可の日から施行する。